

広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等が行う分析調査及び除去工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び重量比0.1パーセントを超えるアスベストを含有する吹付けロックウールをいう。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する民間建築物（国、公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物以外の建築物をいう。）をいう。
- (3) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が当該補助対象建築物に関して行う分析調査及び除去工事等をいう。ただし、本市の補助金等（広島市中小企業融資制度特別融資環境保全資金を除く。）でこの要綱に基づくもの以外のもの及び国、本市以外の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているものを除く。
- (4) 分析調査 補助対象建築物の施工されている吹付け建材についてアスベストの含有の有無及びその含有率に係る調査で、別表に定める基準に適合し、吹付けアスベスト等が施工されている恐れがあるものをいう。
- (5) 除去工事等 補助対象建築物の吹付け建材について吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに係る工事で、別表に定める基準に適合するものをいう。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。

(補助対象事業の種類、補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象事業の種類、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業の種類	補助対象経費	補助額
分析調査	1 サンプル採取に要する経費 2 定性・定量分析に要する経費	補助対象経費の額。ただし、建築物1棟につき25万円を限度とする。
除去工事等	1 吹付けアスベスト等の除去（建築物の除却時を含む）、封じ込め又は囲い込みに係る工事に要する経費 2 廃アスベストの処分及び運搬に要する経費 3 建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、建築物1棟につき100万円を限度とする。
備考 1 補助額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。 2 分析調査の復旧又は代替についての経費は、補助対象外とする。 3 補助対象経費には、消費税相当額を含む。		

(補助申請前の事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、事前に市長と協議を行わなければならない。

(補助申請者の募集及び決定方法)

第5条 市長は、募集期間を定めて補助申請者を公募するものとする。

(交付の申請)

第6条 分析調査に係る交付を受けようとする所有者等は、補助対象建築物ごとに広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助対象事業の着手（補助対象事業の契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かるもの（発行後3か月以内のもの）
- (2) 所有者と管理者の関係を証する書類（申請者が管理者の場合）
- (3) 所有者の同意書（申請者が管理者の場合）
- (4) 当該補助対象建築物の所有者等（区分所有されている補助対象建築物にあっては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の代表者）について、広島市市税の滞納がない旨の

納税証明書（発行後3か月以内のもの）

- (5) 共同所有されている建築物にあっては共有者全員の同意書、区分所有されている建築物にあっては管理組合総会の議決書または管理組合理事会議事録等
- (6) 写真（建築物の外観、アスベストの吹付け状況が確認できるもの）
- (7) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等（対象部位を明記したもの）
- (8) 分析調査に係る補助対象経費の見積書
- (9) 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 除去工事等に係る交付を受けようとする所有者等は、補助対象建築物ごとに広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助対象事業の着手（補助対象事業の契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 前項第1号から第7号までに掲げる書類。ただし、前項第5号にあっては、管理組合総会の議決書に限る。
- (2) 当該建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられていることを証する書類
- (3) 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類及び当該調査者が事業の計画の策定に関与していることを証する書類
- (4) 施工計画書（建築物石綿含有建材調査者が関与した事業の計画に基づいたもの）
- (5) 除去工事等に係る補助対象経費の見積書
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の補助事業者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 この要綱に基づく補助金の交付は、1建築物につき、分析調査及び除去工事等それぞれ1回限りとする。

（交付決定等の通知）

第7条 市長は、補助金を交付することを決定したときは、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認申請等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、分析調査又は除去工事等を中止又は廃止する場合においては、広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査中止・廃止承認申請書(別記様式第5号)又は広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等中止・廃止承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(変更承認申請及び通知)

第9条 除去工事等の補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定後の事情の変更により補助金の交付額の変更を申請する場合は、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金変更交付申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定変更通知書(別記様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。

(実績報告)

第10条 分析調査の補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から40日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内)又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の1月末日のいずれか早い日(市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日)までに、広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 分析調査結果報告書の写し
- (2) 分析調査の実施に関する契約書等の写し
- (3) 分析調査に要する費用の請求書又は領収書の写し
- (4) 調査箇所の採取中及び採取後の写真

2 除去工事等の補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から40日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内)又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の1月末日のいずれか早い日(市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日)までに、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改修結果報告書の写し
- (2) 除去工事等の実施に関する契約書等の写し
- (3) 除去工事等に要する費用の請求書又は領収書の写し

- (4) 除去工事等の作業前、作業中及び作業後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
- (5) 除去工事等の作業前、作業中及び作業後の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第6条第3項ただし書きの規定により申請をした者は補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合することを確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金額確定通知書（別記様式第11号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、分析調査にあつては広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査補助金交付請求書（別記様式第12号）を、除去工事等にあつては広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等補助金交付請求書（別記様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第11条の規定による補助金の額の確定を通知した後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部を取り消したときにあつては広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定取消通知書（別記様式第14号）により、補助金の交付の決定の一部を取り消したときにあつては広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定変更通知書（別記様式第8号）により、補助金の交付の決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金返還命令書（別記様式第15号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金については、規則第13条の規定によるものとする。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者のうち、第6条第3項ただし書きの規定により申請した者は補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(様式第16号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業の種類	基 準
分析調査	<p>(1) 分析機関が、アスベストの定性・定量分析に必要な能力を有する公益社団法人日本作業環境測定協会又は一般社団法人日本環境測定分析協会に所属していること。</p> <p>(2) 分析調査が、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知、平成28年4月13日基発0413第3号改正）により示された分析方法であること。</p> <p>(3) 建築物石綿含有建材調査者により、アスベスト含有調査を実施すること。</p>
除去工事等	<p>(1) 施工者が、次のいずれかの者であること。</p> <p>ア 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>イ 石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工する者</p> <p>ウ 石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び環境省水・大気環境局大気環境課が発行する「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に従って施工する者</p> <p>(2) 施工方法が、次のいずれかによるものであること。</p> <p>ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」</p> <p>イ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」</p> <p>ウ 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課及び環境省水・大気環境局大気環境課編集・発行の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」</p> <p>(3) 除去工事等の内容及び除去工事等を行った後の補助対象建築物は、建築基準法関係規定（内装制限、耐火建築物等）に適合するものであること。</p> <p>(4) 建築物石綿含有建材調査者が事業の計画の策定に関与するとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき事業を実施すること。なお、事業の計画とは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則第4条に規定する「作業計画」を指します。</p>

別記

様式	書類	関係条文
様式第1号	広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査 補助金交付申請書	第6条第1項
様式第2号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等 補助金交付申請書	第6条第2項
様式第3号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金交付決定通知書	第7条第1項
様式第4号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金不交付決定通知書	第7条第2項
様式第5号	広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査 中止・廃止承認申請書	第8条第1項
様式第6号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等 中止・廃止承認申請書	第8条第1項
様式第7号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等 補助金変更交付申請書	第9条第1項
様式第8号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金交付決定変更通知書	第9条第2項 第13条第2項
様式第9号	広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査 実績報告書	第10条第1項
様式第10号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等 実績報告書	第10条第2項
様式第11号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金額確定通知書	第11条
様式第12号	広島市民間建築物吹付けアスベスト分析調査 補助金交付請求書	第12条
様式第13号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去工事等 補助金交付請求書	第12条
様式第14号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金交付決定取消通知書	第13条第2項
様式第15号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 補助金返還命令書	第14条
様式第16号	広島市民間建築物吹付けアスベスト除去等 消費税仕入控除税額報告書	第15条